

○厚生労働省告示第三百六十七号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

間 薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間

第一条 薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品は、別表上欄に掲げる成分並びに当該成分の水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。

第二条 薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間は、同項に規定する区分等表示変更医薬品に有効成分として含有される別表上欄に掲げる成分（当該成分の水和物及びそれらの塩類を含む。）に応じ、同表下欄に掲げる日から起算して一年間とする。

別表

一般名

適用日

メキタジン	平成二十六年九月二十六日
ケトチフェン・ナファゾリン	平成二十六年十月三日
ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	平成二十六年十二月七日